

# 創刊の辞

南山法学会長

教授 八木 弘

社会があるところに法があり、社会科学があるところに法学がある。人文科学・社会科学の総合大学を目指す南山大学において、法学部の設置は多年の宿望であった。本年（一九七七年）四月、わが南山大学に法学部の開設をみ、大  
学多年の宿望が達せられたことは、とくにわれわれ法学部関係者にとっては限りない喜びであった。しかし、それは  
法学部誕生の産声を聞いての喜びであつたにすぎない。この法学部が、榮譽ある南山大学の一学部として、今後どの  
ように成長し、どのような社会的評価を受けるかは、われわれ法学部創設時のスタッフの双肩にかかっているのだ  
り、その責任の重大さを想うとき、われわれは身のひきしまる想いにうたれるのである。

南山大学がカトリック精神を基調とし、「人間の尊厳」を建学の理念とする以上、われわれ法学部のスタッフもこ  
の崇高なる理念のもとに、法学の研究に、また法学の教育に専念するものであることはいうまでもない。しかし、わ  
れわれが法学部のスタッフであるのは、ほんらいわれわれが法学の各専攻分野において専門の研究者であることに由  
来する。大学においては、スタッフ各自の専攻分野に相違はあるにせよ、スタッフ各人の専攻の学問への熱情・情熱  
こそが、その担当する大学教育の源泉であり、真髄をなすものである。その熱情・情熱の発露がすなわち大学教育な  
のであり、いわゆる学術論文あるいは業績なるものは、まさにそうした熱情・情熱のしたたりであり、結晶なのであ  
(1)

る。

われわれは、いまここにわが法学部の機関雑誌として「南山法学」を発刊することとしたが、それはわれわれスタッフ各自がそれぞれの研究成果を発表するための土俵にほかならない。「南山法学」の発刊は、いわばわが法学部の土俵入りなのである。こうした意味から、われわれは南山法学の第一巻第一号および第二号を「法学部創設記念号」とした。われわれは、「南山法学」を法学部スタッフの学問的情熱の表象として、今後ともその発行に熱意を傾けていくつもりである。

なお、「南山法学」の発行主体は、わが法学部の教員・学生で組織した南山法学会であるが、その発刊に当っては、南山大学当局および大学の全教員から成る南山学会から物心両面の御援助をえた。創刊に当って衷心謝意を表したい。また、この創刊に至るまで、法学部のスタッフにその機関誌の紙面の利用を許された経済経営学会に対してもここで併せて謝意を表したい。

以上をもって創刊の辞とするが、この機会に、以下にわが法学部のスタッフと担当科目を掲げて、略儀ながら、他大学、研究所のスタッフ、法曹への御挨拶とし、わが法学部への御援助、御交誼をお願いしたい。

元川	房三教授	政治学
井上	紫電教授	法学
喜多	実教授	労働法
加藤	良三教授	商法
相原	東孝教授	民法
村崎	精一教授	刑法
荻野	芳夫教授	憲法
宮川	茂夫教授	商法
八木	弘教授	商法
松倉	耕作助教	民法
谷原	修身助教	経済法
皆川	修吾助教	国際関係論
小林	武講師	憲法
栗本	雅和講師	行政法
上口	裕講師	刑事訴訟法
天谷	進講師	民法
文字	浩講師	民事訴訟法
黒田	清彦講師	国際取引法
高橋	広次講師	法学・法哲学